

電気通信紛争処理委員会（第258回）

1 日時

令和7年12月24日（水）13時00分～

2 場所

総務省8階第1特別会議室（WEB会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

笠井 之彦（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小塚 莊一郎、
小川 賀代、中條 祐介（以上5名）

（2）特別委員

大雄 智、猿渡 俊介、柴田 潤子（以上3名）

（3）事務局

事務局長 大村 真一、参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 中島 明彦

4 議題

（1）委員長の選任【公開】

（2）委員長代理の指定【公開】

（3）あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】

（4）あっせん事案について【非公開】

5 審議内容

(1) 開会

【大村事務局長】 ただいまから、第258回電気通信紛争処理委員会を開催します。本日は御多用中のところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。事務局長の大村です。

本日は委員、特別委員改選後、最初の会合となりますので、委員長が選任されるまでの間、事務局で議事の進行を務めます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しております資料258-1、電気通信紛争処理委員会委員及び特別委員名簿に記載した順に御紹介申し上げます。お名前をお呼びしましたら、お名前、御挨拶をお願いできればと存じます。

まず、委員です。小川賀代委員です。お願いします。

【小川委員】 日本女子大学理学部の小川です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大村事務局長】 ありがとうございます。

笠井之彦委員です。お願いします。

【笠井委員】 笠井之彦です。広島高裁の長官を令和5年に退官しました元裁判官です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大村事務局長】 ありがとうございます。

小塚荘一郎委員です。お願いします。

【小塚委員】 学習院大学法学部の小塚です。電気通信関係を含めまして商取引に関する法律を広く研究しております。よろしくお願いいたします。

【大村事務局長】 ありがとうございます。

中條祐介委員です。お願いします。

【中條委員】 横浜市立大学の中條と申します。会計学、特に財務会計、情報開示等を研究しています。どうぞよろしくお願いいたします。

【大村事務局長】 ありがとうございます。

三尾美枝子委員です。お願いします。

【三尾委員】 弁護士をしております三尾と申します。情報通信業務に関しましては審議会等の経験もあるのですが、なかなか弁護士の業務の中で具体的にそういった業務を

取り扱ってはいないところですが、いろいろ勉強しながらやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【大村事務局長】 ありがとうございます。続きまして、特別委員の御紹介をします。
大雄智特別委員です。お願いします。

【大雄特別委員】 横浜国立大学の犬雄と申します。どうぞよろしく申し上げます。

【大村事務局長】 ありがとうございます。猿渡俊介特別委員です。お願いします。

【猿渡特別委員】 大阪大学の猿渡です。学生の頃から物をネットワークに接続することをテーマに研究をしてきました。通信分野に関する専門家として参加しています。よろしく申し上げます。

【大村事務局長】 ありがとうございます。柴田潤子特別委員です。お願いします。

【柴田特別委員】 神戸大学大学院法学研究科、柴田潤子です。専門は経済法となっております。どうぞよろしく申し上げます。

【大村事務局長】 ありがとうございます。本日は御欠席ですが、特別委員として白山真一特別委員、杉山悦子特別委員、中村豪特別委員、宮田純子特別委員、矢嶋雅子特別委員がいらっしゃいます。

続きまして、事務局を御紹介します。参事官の小原です。

【小原参事官】 どうぞよろしく申し上げます。

【大村事務局長】 上席調査専門官の中島です。

【中島上席調査専門官】 どうぞよろしく申し上げます。

【大村事務局長】 以上です。よろしくお願い申し上げます。

ただいま御挨拶いただきましたとおり、本日は委員5名全員が御出席いただいておりますので、定足数を満たしているところです。また、特別委員3名にも御出席をいただいているところです。

本日の議題は、4件ございます。議題1が委員長の選任、議題2が委員長代理の指定、議題3があっせん委員及び仲裁委員対象者の指定、そして議題4があっせん事案についてです。議題1から議題3までについては公開の議事となりますが、議題4は当事者又は第三者の権利利益を保護する観点から、委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、第17条第1項及び第18条第1項の規定により議事録及び資料は非公開といたしたいと存じます。

御質問、御意見等の御発言がある場合には、会場の方は挙手をいただき、指名後に座席

にあるマイクをオンにして御発言をお願いします。また、ウェブ参加いただいている方は挙手機能でお知らせをいただいて、指名後にカメラ、マイクをオンにして御発言をお願いできればと存じます。

(2) 委員長の選任【公開】

【大村事務局長】 それでは、議題1に移ります。委員長の選任です。

委員長の選任については、電気通信事業法第146条第1項におきまして、委員会に委員長を置き、委員の互選により選任することとなっています。どうぞ、委員の皆様から御推薦などがありましたらお願いします。

【小塚委員】 事務局長、発言があります。

【大村事務局長】 小塚委員、お願いします。

【小塚委員】 委員の小塚です。私からの御提案として、笠井委員に委員長をお引受けいただきたいと思い御提案をします。

笠井委員は、先ほど御自身でもおっしゃっていましたが、広島高裁の長官という要職を経験されました裁判官としてのキャリアの長い方です。当委員会は電気通信等に関する紛争を処理するという責務を持っておりますので、裁判官として長年紛争の解決に努められ、対立する利害当事者の間で事案の内容を見極めて公正中立的に判断をなさってきた御経験を当委員会に生かしていただくことが極めて適切であると考えた次第です。いかがでございましょうか。

【大村事務局長】 ありがとうございます。ただいま、小塚委員から笠井委員を委員長にという御推薦がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大村事務局長】 ありがとうございます。それでは、笠井委員に委員長をお願いしたいと存じます。

これからの議事は、笠井委員長にお願いをいたしたいと存じます。笠井委員長、よろしくをお願いします。席を委員長席にお移りいただければと存じます。

【笠井委員長】 ただいま委員長に御選任をいただきました。大変恐縮に存じます。まだ右も左も分からない状態ですが、委員長就任に当たりまして、まずは少しでも御挨拶を申し上げさせていただければと思います。

本委員会は、これまで田村前委員長をはじめとしまして、委員、特別委員の皆様の御尽力によりまして数多くの紛争事案を解決し、電気通信分野等の発展に大きく貢献してきたものと承知しております。その委員長をお引受けすることになりまして、大変身の引き締まる思いです。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

電気通信分野におきましては、技術革新、それから市場環境の変化、これが著しく進んでいる中で、紛争事案もますます複雑、困難化しているものと認識しております。こうした紛争につきまして本委員会がその専門性を生かして円滑、迅速かつ公平に解決していくということ、その重要性は一段と高まっているものと思います。

また、先般の電気通信事業法の改正におきまして、電話、ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供の在り方が見直され、またインフラシェアリング事業者についても新たな規律対象とすることとされております。こうした新たな枠組みの導入に伴いまして、本委員会のあっせん、仲裁等の対象も拡大されることになり、この点におきまして今後、本委員会の果たすべき役割はますます大きくなるものと考えられるところです。

加えまして、紛争発生未然防止という観点からも、委員会の周知広報に積極的に取り組むということによって、委員会の相談窓口あるいはあっせん・仲裁の手続など委員会の活用を広く促していくこともますます重要になっているのだろうと思います。

以上、申し上げましたような様々な観点を踏まえまして、本委員会がその役割、職責を最大限果たしていけるように委員、特別委員の皆様の御理解を賜りながら委員長としての職責を果たしてまいりたいと考えているところです。微力ではございますが、全力で職務に取り組んでまいりたいと考えておりますので何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を続けてまいりたいと思います。

(3) 委員長代理の指定【公開】

【笠井委員長】 まず議題2、委員長代理の指定です。私が委員長としての職務ができないときに代理をお願いする委員長代理を決めたいと存じます。電気通信事業法第146条第3項の規定により、委員会は、あらかじめ委員長代理を定めておかなければならないとございます。この委員長代理の指定ですが、前期も委員長代理を務められまして、経験も非常に御豊富な三尾委員に引き続きお願いをしてはどうかと思っておりますが、委員の皆様、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

【笠井委員長】 ありがとうございます。それでは三尾委員、お願いできますか。

【三尾委員長代理】 はい、よろしく申し上げます。

【笠井委員長】 ありがとうございます。

それでは、三尾委員を委員長代理として選任することとします。どうぞよろしく申し上げます。

(4) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】

【笠井委員長】 それでは、続きまして議題3です。あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定に入らせていただきます。電気通信事業法第154条第3項及び第155条第3項の規定によりまして、あっせん委員及び仲裁委員は委員会があらかじめ指定する者に限るとなっております。

この点につきまして、まず事務局から説明をお願いします。

【小原参事官】 事務局です。それでは、資料258-2-2に基づきまして御説明します。1ページを御覧ください。

先ほど委員長からお話がありましたとおり、あっせんにつきましては電気通信事業法第154条第3項に、委員会によるあっせんは、委員会があらかじめ指定する委員会の委員その他の職員のうちから委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行うということが規定されております。また、仲裁につきましても同様の取扱いを行うこととなっております。

ここで言う「委員会の委員その他の職員のうち」の「その他の職員」については、特別委員を指しています。従いまして申請がありましたら、事件ごとに委員と特別委員の中から

ら担当する方を指名することとなっていますが、括弧内に書かれておりますとおり、法律では指名対象とすることができる方をあらかじめ委員会として指定しておくことが求められているところです。

そこで258-2-1を御覧になっていただきたいのですが、今回、委員5名、それから特別委員8名が任命されましたので、全員のお名前等を掲げているところです。従前から委員全員、特別委員全員を指定しているところ、今回も同様に指定してはどうかと考えているところです。このことについて御審議をお願いします。

【笠井委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら御発言をお願いします。いかがですか。特によろしいですか。特別委員もよろしいですか。

特段、御質問がないようでしたら審議を行いたいと存じます。事務局の御提案につきまして、御意見等ございますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【笠井委員長】 それでは事務局御提案のとおり、委員及び特別委員全員をあっせん委員及び仲裁委員の対象者として指定することにいたします。

続きまして議題4ですが、そちらに入る前に文書審議の形で開催されました前回の委員会について、電気通信紛争処理委員会運営規程第2条第2項の規定に基づきまして御報告をします。

本年12月1日に開催されました第257回委員会では、新たなあっせん委員の指名について審議がされました。本件につきましては、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づいて非公開で開催されましたため、詳細につきましては後ほど御報告をしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、公開での会議の部分は終了ということにします。傍聴者の皆様は恐縮ですが御退出をお願いします。

(傍聴者退室)

(5) あっせん事案について【非公開】

(内容について非公開)

(6) 閉会

【笠井委員長】 本日の議題は以上ということになりますが、委員、特別委員の皆様から、ほかに特に何かございますか。よろしいですか。

それでは、最後に事務局から何かございますか。

【小原参事官】 事務局です。本日はお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。次回の委員会の日程につきましては、別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

【笠井委員長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会は閉会します。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

— 了 —